

3 農林漁業共同化資金

(貸付利率は令和6年5月20日現在)

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 融資対象事業 | 1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業 | 成育期間1年未満の魚類の購入 耐用年数を経過した20トン未満の漁船の取得 青年漁業者の技術習得 青年漁業者の住居の改善 |
| 借受資格者 | 1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業 | 漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会 漁業者 青年漁業者 青年漁業者 漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会 |
| 貸付利率 | 1 漁業者 2 漁協等 3 青年漁業者 | 1.20% 1.20% 0.20% |
| (金利は随時変動しますので、最新の金利は漁政課にお問い合わせください。) | | |
| 償還期限等 | 1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業 | 4年以内 5年以内(2年以内の据置期間を含む) 5年以内(1年以内の据置期間を含む) 5年以内 5年以内 |
| 貸付限度額 | 1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業 | 事業費の80%以内 (青年漁業者は90%以内で400万円まで) 50万円 80万円 事業費の80%以内 |
| その他 | 1 償還方法 2 取扱金融機関 | 元金均等償還 信漁連 |

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

農林漁業共同化資金の仕組み

